随意契約理由書

件			名	名谷車庫き電開閉所直流高速度遮断器点検整備
契	約の	相手	方	株式会社明電エンジニアリング 関西支社
根	拠	法	令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当

随意契約の理由

今回の点検整備対象である直流高速度遮断器は、列車に電力を供給するための重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・臨時検査を実施している。

本業務は、設備の点検を行うものであるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本業務を責任を持って確実に行える者は当該設備の製造業者以外にいない。

なお、当該設備の製造業者は「株式会社明電舎」であるが、保守業務を行う部門は株式会社 明電舎の出資するグループ会社である「株式会社明電エンジニアリング 関西支社」に全面的 に引き継がれている。

以上の理由から本業務を行える者は「株式会社明電エンジニアリング 関西支社」と随意契約をおこなうものとする。

担 当 部 署 (問 合 せ 先)

交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)